2　車体の外形その他原動機付自転車の形状に関し、保安基準第61条の２第２号の告示で定める基準は、車体の外形その他原動機付自転車の形状が、回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのあるものでないこととする。この場合において、原動機付自転車が直進姿勢をとった場合において、車軸中心を含む鉛直面と車軸中心を通りそれぞれ前方30°及び後方50°に交わる２平面によりはさまれる走行装置の回転部分（タイヤ、ホイール・キャップ等）が当該部分の直上の車体（フェンダ等）より車両の外側方向に突出していないものは、この基準に適合するものとする。

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第243条　原動機付自転車（付随車を除く。以下この条、第252条、第259条、第268条、第275条及び第284条において同じ。）の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の発散防止性能に関し保安基準第61条の３第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三　（略）

2　前項の規定に適合させるために原動機付自転車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第61条の３第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二　（略）

3　内燃機関を原動機とする原動機付自転車であってガソリンを燃料とするものに備えるブローバイ・ガス還元装置が炭化水素等の発散を防止するものとして機能、性能等に関し保安基準第61条の３第４項の告示で定める基準は、その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものでなければならないものとする。

4　原動機付自転車であってガソリンを燃料とするものが炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該原動機付自転車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し保安基準第61条の３第５項の告示で定める基準は、別添117「二輪車の燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量をｇで表した値（炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）が2.0を超えないものでなければならないものとする。なお、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。

5　原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の３第６項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三　（略）

（尾灯）

第246条　（略）

2　尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条の３第３項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。ただし、座席の地上面からの高さが500㎜未満の原動機付自転車（次の各号に掲げるものを除く。）にあっては、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」4.12.4.2.の規定中「地面上350㎜」とあるのは、「地面上1,000㎜」と読み替えるものとする。

一　またがり式の座席を有する原動機付自転車

二　二輪の原動機付自転車

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第243条　原動機付自転車（付随車を除く。以下この条、第252条、第259条、第268条、第275条及び第284条において同じ。）の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の発散防止性能に関し保安基準第61条の２第２項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三　（略）

2　前項の規定に適合させるために原動機付自転車に備えるばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置が当該装置及び他の装置の機能を損なわないものとして構造、機能、性能等に関し保安基準第61条の２第３項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一・二　（略）

3　内燃機関を原動機とする原動機付自転車であってガソリンを燃料とするものに備えるブローバイ・ガス還元装置が炭化水素等の発散を防止するものとして機能、性能等に関し保安基準第61条の２第４項の告示で定める基準は、その取付けが確実であり、かつ、損傷のないものでなければならないものとする。

4　原動機付自転車であってガソリンを燃料とするものが炭化水素の発散を有効に防止するものとして当該原動機付自転車及びその燃料から蒸発する炭化水素の排出量に関し保安基準第61条の２第５項の告示で定める基準は、別添117「二輪車の燃料蒸発ガスの測定方法」に規定する運転条件及び測定条件により測定した燃料から蒸発する炭化水素の排出量をｇで表した値（炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）が2.0を超えないものでなければならないものとする。なお、炭化水素の排出を抑制する装置の取付けが確実でないもの又は損傷があるものはこの基準に適合しないものとする。

5　原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の２第６項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一～三　（略）

（尾灯）

第246条　（略）

2　尾灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第62条の３第３項の告示で定める基準は、別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」又は別添53「二輪自動車等の灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」に定める基準を準用する。